## 退院直後のターミナルケアについて

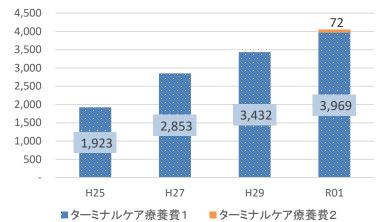
○ 退院当日の訪問は訪問看護基本療養費を算定できず、例えば退院日とその翌日に訪問した場合は、訪問 看護ターミナルケア療養費の算定対象とならない。

### 訪問看護ターミナルケア療養費

訪問看護ターミナルケア療養費は、在宅で死亡した利用者について、死亡日及び死亡日前14 日以内の計15 日間に2回以上訪問看護基本療養費又は精神科訪問看護基本療養費を算定し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアの支援体制(訪問看護ステーションの連絡担当者の氏名、連絡先電話番号、緊急時の注意事項等)について利用者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合に算定する。

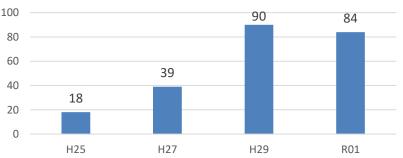
# 退院

## ■訪問看護ターミナルケア療養費の算定件数(推計)



【出典】訪問看護療養費実態調査(各年6月審査分)をもとに保険局医療課にて作成(隔年)

# ■退院支援指導加算(※1)は算定したが、訪問看護ターミナルケア療養費を算定しなかった利用者(※2)(推計)



- ※1退院支援指導加算:退院日に療養上必要な指導を行った場合、退院日の翌日以 降初日の指定訪問看護が行われた日に加算する。
- ※2当該月に死亡した利用者であって、退院支援指導加算を算定しているが訪問看護 ターミナルケア療養費を算定していない明細書。退院日以降に指定訪問看護を実施 していない場合を含む。

